

日医発第944号（保183）  
平成23年1月5日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
原 中 勝 征

### 健康保険被保険者証並びに船員保険被保険者証の記載事項の変更について

平成22年8月31日、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第98号）が交付、同日施行され、健康保険被保険者証（被保険者・被扶養者）の事業所名称及び「事業所所在地」、船員保険被保険者証（被保険者・被扶養者）の「船舶所有者名称（氏名）」及び「船舶所有者所在地」の記載を削除することとなりましたことは、平成22年9月15日付け日医発第575号（保118）にてご連絡申し上げたところであります。

今般、全国健康保険協会理事長より、上記一部改正に伴い、全国健康保険協会（協会けんぽ）が発行する健康保険被保険者証等の記載事項を下記のとおり変更する旨の連絡があり、本会あてに周知依頼がありましたので、ご連絡申し上げます。

なお、本件につきましては、後日、全国健康保険協会支部より直接都道府県医師会にご説明に伺う予定と聞いておりますので、その際にはご対応のほどお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 変更時期

平成23年4月1日から

#### 2. 変更内容

- ① 事業所所在地の表示を削除する。（「事業所名称」は従来どおり表示する。）
- ② 記号・番号の表示を拡大する。

#### 3. 発行済みの被保険者証について

- ・平成23年4月1日以降に発行する被保険者証から記載事項が変更となる。
- ・すでに発行済みの被保険者証の更新（差し替え）は行わない。  
（発行済みの被保険者証は従来どおり使用できる。）

#### 4. 船員保険の被保険者証について

船員保険の被保険者証についても同様に「船舶所有者所在地」の表示を削除する。  
（「船舶所有者氏名」は従来どおり表示する。）

## 5. その他

- ・「事業所名称」に変更があった場合は、従来どおり、被保険者証の差し替えを行う。

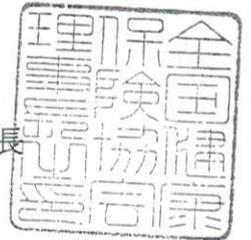
### 《添付資料》

- ・健康保険被保険者証並びに船員保険被保険者証の記載事項の変更について  
(平 22. 12. 22 協発第 101222-07 号 全国健康保険協会理事長)

協発第 101222-07 号  
平成 22 年 12 月 22 日

社団法人 日本医師会会長 殿

全国健康保険協会理事長



健康保険被保険者証並びに船員保険被保険者証の記載事項の変更について

日頃から当協会の事業運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部改正に伴い、当協会においても平成 23 年 4 月 1 日以降に発行する健康保険被保険者証並びに船員保険被保険者証から、記載事項を別添のとおり変更することといたしました。

つきましては、貴会会員に対しての周知方、特段のご配慮をよろしくお願い申し上げます。

なお、後日、当協会各支部より都道府県医師会に対しまして、周知・広報をさせていただきます予定としております。

## 協会けんぽが発行する被保険者証の記載事項の変更について

健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部改正に伴い、協会けんぽが発行する被保険者証の記載事項を変更することになりました。

なお、すでに発行している被保険者証の更新（差し替え）はありません。

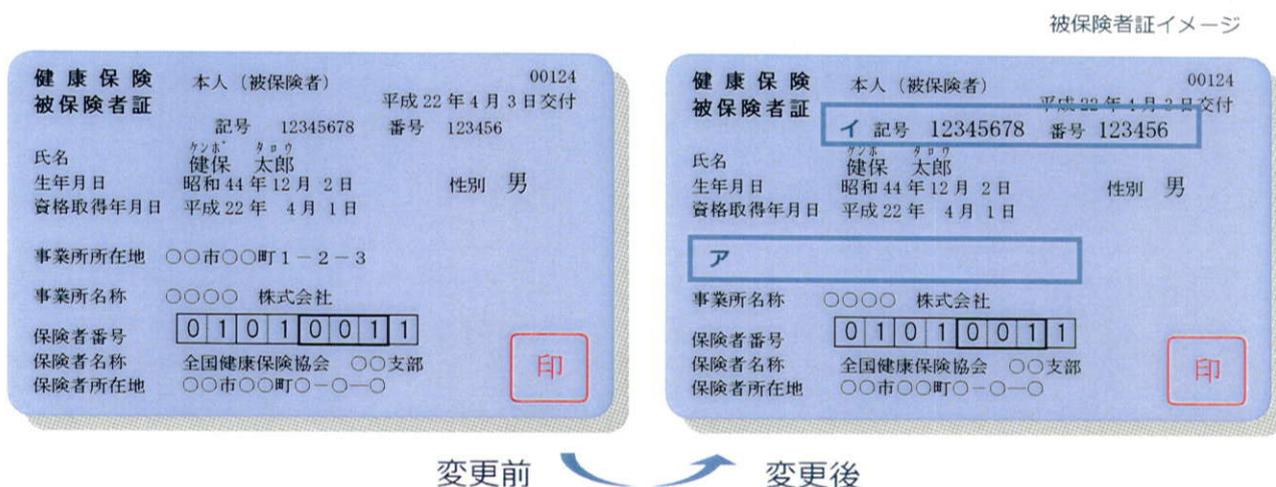
## 《変更時期》

平成 23 年 4 月 1 日から

## 《変更内容》

ア 事業所所在地の表示がなくなります。

イ 記号・番号の表示が大きくなります。



## 《発行済の被保険者証》

平成 23 年 4 月 1 日以降に発行する被保険者証から記載事項が変更となります。

すでに発行されている被保険者証の更新（差し替え）はありません。

（すでに発行済の被保険者証は従来どおり使用できます。）

## 《船員保険の被保険者証》

船員保険の被保険者証についても同様に「船舶所有者所在地」の表示を無くすこととしてしています。（「船舶所有者氏名」は従来通り表示します。）

## 《その他（参考）》

## 1 改正の趣旨

被保険者証の記載事項について、「国民の声集中受付月間（第 1 回）」において提出された提案等への対処方針について（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、保険者の事務負担を軽減する観点から、事業所の名称及び所在地の記載を省略できるようにすることとしたことを踏まえ改正されました。

## 2 改正の内容

### (1) 健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）の一部改正（改正省令第 1 条及び附則第 2 条関係）

#### イ 被保険者証提出義務の見直し（第 48 条関係）

被保険者は、被保険者証の事業所の名称又は所在地に変更が生じた場合に、保険者に被保険者証を提出することとしていたが、これを不要としたこと。

#### ロ 被保険者証の「事業所名称」及び「事業所所在地」の記載の削除（様式第 9 号（1）表面及び様式第 9 号（2）表面関係）

被保険者証の記載から「事業所名称」及び「事業所所在地」の記載を削除したこと。

#### ハ 経過措置（改正省令附則第 2 条関係）

① この省令の改正前の様式による被保険者証については、当分の間、改正後の様式による被保険者証とみなすこととしたこと。

② この省令の改正前の様式による被保険者証については、事業所名称等に変更があった場合に、変更前の事業所名称等が記載された被保険者証を用いることのないよう、この省令の改正前の健康保険法施行規則第 48 条を適用することとし、被保険者は、事業所の名称又は所在地に変更が生じた場合、遅延なく、被保険者証を保険者に提出しなければならないこととしたこと。

### (2) 船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号）の一部改正（改正省令第 2 条及び附則第 3 条関係）

(1) に準じた改正を行うこととしたこと。

## 3 協会けんぽで発行する被保険者証の表示方法について

被保険者証の「事業所名称」及び「事業所所在地」（またはいずれかの一方）は、保険者の判断で引き続き記載しても良いことになっています。

協会けんぽで発行する被保険者証は、事業所名称をそのまま残すこととしています。そのため、事業所名称に変更があった場合は、従来通り、被保険者証の差し替えを行います。

また、被保険者証の記号番号（数字）を見やすくするため、文字の表示を大きくします。